

子どもの健康調査の実施を

日本共産党地方議員が県知事に要請 第7次



県の担当各課に要請する衆院予定候補、大内県議、市町村議員（8月10日、県議会会議室）

日本共産党地方議員（以下日本共産党）は、「放射能の人体への影響に詳しい値はない」「子どもと妊婦の健康調査の実施」を要望。県は「現段階では必要ない」とこれまでの立場を説明しました。これに対し日本共産党は「健康調査は若いお母さんたちの切実な願い。調査しないで必要ないと言いつけるのか」と県独自の対応を強く求めました。また「知事は7月の全国知事会

日本共産党茨城県委員会は8月10日、橋本昌知事あてに大震災・原発事故から子どもと地域を守る施策を要請しました。対県要請は今回で第7次となります。宇野周治・衆院茨城4区予定候補、大内久美子県議、市町村議員など20人が参加しました。

署名を手渡す「県民センター」代表（8月10日、県庁）



「東海第2原発再稼働阻止・廃炉を求める県民センター」は8月10日、東海第2原発の再稼働中止と廃炉を求める6万3746人分の署名を橋本昌知事に提出しました。今回提出した署名は第4次分。これまでの分と合わせると、23万6712人の署名が提出されることとなります。署名提出には約30人が参加。茨城大名普教授の田村武夫氏が代表し、「県民の思いにこたえて行政の判断と態度を決定してほしい」とあいさつ。各団体がそれぞれ持ち寄った署名簿を提出しました。応対した県防災・危機管理局の丹勝義局

長は、「署名を重く受け止め、知事に伝える。再稼働の判断については、みなさんの気持ちを十分配慮しながら県の態度を決めていく」と述べました。参加者からは、「放射能を消す技術がなく、除染した土を持つていく場所がないから除染がすすまない」、「（東海第2原発の）避難計画や防災計画を立てるのは無理であると、県が主体性をもつて国に言うべき」「放射能で今も苦しんでいる人達が多い。地震が来るたびに身構える生活が続いている」などの声が出されました。「県民センター」は引き続き、署名への協力を呼びかけています。

東海第2原発廃炉に「これまでの分と合わせ23万人を突破

学校給食の食材検査について

で、「チェルノブイリ事故の際も疫学的な調査を行っている。条件を設定して相対的な母数でやっていく必要がある。県はもちろん協力するが、国に対して調査するよう提案してほしい」と述べ、全国知事会の決議になった。「この決意を現実のものにするため、県議会、県市長会、県市議会議長会、県町村会、県町村議会議長会などと共同して国に実施を求めるべき」「国が実施しない場合は、県独自に実施すべき」と主張。「知事会が決議をした中でこれからどう行動するか」と質問。県は「当面、国の動きを注視する」との発言にとどまりました。

文科省から委託を受け実施しているゲルマニウム半導体検出器を使用した「学校給食モニタリング事業」の食材検査が7月から来年3月まで実施されることになりました。県内では、週1回実施が北茨城市立学校給食センターと、つくば市

2面にひびく

— 1面のつぎき

立桜学校給食センター、各学期1回のスポット調査はひたちなか市、土浦市、牛久市、稲敷市、桜川市の5市です。つくば市の場合、「桜給食センター」で実施。給食食材の放射能測定は、日立アロカメディカル株式会社製の食品放射能測定システム機器を使用して毎日3給食センターで各3品目（合計9検体）、食材2品目と給食丸ごとの検査を実施しています。

日本共産党は、「拡充と積極的な支援策」を要望。県は国に求めていくと述べました。また「毎日継続して摂取する食材から放射性物質を取り込まないために5ベクレルを超える米・小麦・牛乳などは給食に使用しないこと。そのための県基準をつくってください」と要望。県は「県独自は考えていない」と述べました。

霞ヶ浦の放射能汚染 調査と対策を

多くの県民が霞ヶ浦の水を飲料水として使用しています。日本共産党は、流入河川と湖内の放射能測定をきめ細かく行うことを要請。県は「環境省と一緒に5〜7月に県内の湖沼や河川計70カ所ですべて3回



「学校給食の食材の検査体制を」「徹底した除染を」と県に要請する日本共産党の地方議員（8月10日、県議会会議室）

目の放射性物質モニタリング調査を実施した」
「霞ヶ浦・北浦の流入河川では56地点の底泥の放射性セシウム濃度を測定した」「流入河川や水路56地点と湖内8地点で、5月29日〜6月27日に調査を実施した」と述べました。
日本共産党は、「調査力所を増やすこと」を要望するとともに、「利根機場可動と常陸川水門（逆水門）の順流操作を検討すべき」と述べました。

除染と仮置き場の 確保

日本共産党は「民有地の除染をすすめるための支援策」「放射線量の測定位置について地表5センチメートルも加え、除染の対象にすること」「除染した土壌などの仮置き場の確保」「可搬型モニタリングポストの増設」「学校・公園・公共施設等へ放射線のリアルタイム線量測定システム（福島県では2700台設置）の設置」を要望。
県は「国の基準を上回る放射線量が測定された県立高校について、今月下旬から除染作業を始め」ことを明らかにしました。

放射性廃棄物、埋め立て 基準と防護対策の 強化を

知事は7月27日の記者会見で、「宮城県の瓦礫を、笠間市の『エコフロンティアかさま』（県環境保全事業団運営）で8月下旬に受け入れができる」と述べました。宮城県の瓦礫は、他の廃棄物と混ぜて焼却し、1キログラム当たり8千ベクレル以下なら埋め立てるとしています。しかしこの基準は、昨年6月の段階で原子力安全委員会が「当面の考え方」として示したものに準拠して審議されただけのもの。

日本共産党は「住民の健康と安全を守る立場で、放射性物質で汚染された廃棄物の基準と放射線防護対策を抜本的に見直すこと」「そのため放射線防護の専門家、県、住民の協議会をつくる」ことを要求。県は「法律に基づいて埋め立てる」「笠間市民から要望があれば、説明会の実施を国に求める」と述べました。

